



罰則
5年以下の拘禁刑もしくは**1万円**以下の罰金または**その両方**が科せられることがあります
 (法人に関しては行為者を罰するほか、さらに3億円以下の罰金刑)

廃棄物をみだりに捨てる

～不法投棄防止のためのポイント～

- 1 こまめな草刈りなど、自分の土地を適正に管理する**
 ★ 不法投棄者がわからない場合は、土地所有者に撤去をお願いすることもあります。
- 2 定期的に見回りをするなど、土地の状況を把握しておく**
 ★ 「監視している」という環境を作ることが大切です。
- 3 不法投棄防止の看板を設置する**
 ★ 市役所・町役場で看板の提供をしています。



相談
窓口

秩父市 生活衛生課	☎25-5202	横瀬町 環境課	☎25-0118
皆野町 町民生活課	☎62-1232	長瀬町 町民課	☎66-3111
小鹿野町 住民生活課	☎75-4170	小鹿野 警察署	☎75-0110
秩父 警察署	☎24-0110		

煙で
窓を
開けられない

悪臭で
洗濯物が
干せない

ごみの焼却
に対する
苦情が非常に
増えています

**ごみは焼却せずに
ごみ収集に出しましょう！**



不法焼却の罰則

5年以下の拘禁刑もしくは
1千万円以下の罰金、また
はこの両方（法人に関して
は行為者を罰するほか、さ
らに3億円以下の罰金刑）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、適正な焼却炉を用いずにごみを焼却することは原則として禁止されています。なお、悪質なごみの焼却は「不法焼却」として罰せられます。

やむを得ず焼却する場合には（農業を営むための焼却、神事、たき火など軽微なものに限る）

【火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書】

を事前に消防署へ提出しましょう。（焼却を許可するものではありません！）

やむを得ず焼却等を行う場合には、必ず消火の準備をしましょう。

近年、野外焼却が原因で、多くの林野火災や建物火災が発生しています。

『林野火災警報』が発令された場合には

『屋外における火の使用が制限されます』

なお苦情があった場合には状況の確認に伺うことがあります。



相談
窓口

秩父市 生活衛生課	☎25-5202	横瀬町 環境課	☎25-0118
皆野町 町民生活課	☎62-1232	長瀬町 町民課	☎66-3111
小鹿野町 住民生活課	☎75-4170	小鹿野 警察署	☎75-0110
秩父 警察署	☎24-0110	秩父 消防本部	☎21-0119